

乗用馬生産を希望される皆様へ

(登録や種畜検査等、知っておいていただきたいこと)



公益社団法人 日本馬事協会

はじめに

近年、国内の乗用馬生産が盛んになってきており、ユーザーも内国産乗用馬に注目してきています。それに伴い、従来からの生産地だけでなく、乗馬クラブ等での乗用馬生産が見られるようになり、それらの生産馬が競技会等で活躍するようになってきました。

しかし、種畜検査(伝染病の蔓延防止)及び血統登録等の乗用馬生産に必要な知識・技術等が、こうした生産者の方々に充分理解されているとは言えません。

このため、乗用馬生産に必要な知識・技術等をまとめましたので、参考にしていただければ幸いです。

登録について

登録の意義とは？

血統登録を行うと、所有している馬の個体識別が明らかになるほか、父馬や母馬の血統情報や繁殖情報が正確に把握できるようになるため、計画的な交配を行うことが可能となり、近親交配の高まりによる弊害が回避できるほか、より能力の高い子馬を生産することが期待できるようになります。

現在、馬の関連5団体(公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル(以下「JAIRS」という。)、公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会、公益社団法人日本軽種馬協会、公益社団法人日本馬術連盟(以下「日本馬術連盟」という。))及び公益社団法人日本馬事協会(以下「日本馬事協会」という。))では、それぞれが管理している血統等の情報を乗用馬の生産・改良に使っていただけるよう一元化しており、血統登録を行うとその馬に関する競技成績等の情報を効率的に把握することができます。

また、子馬の血統登録を行うことにより日本馬術連盟等が主催する内国産馬限定の競技会に出場す

ることが可能になります。

下記のURLにより、馬関連団体情報公開をご覧下さい。

(URL: <http://www.bajikyo.or.jp/renkei.php>)



登録とは？

我が国には、馬の登録団体として軽種馬（サラブレッド、アラブ、アングロアラブ等の5品種）の登録を行うJAIRSと、軽種馬以外の馬の登録を行う日本馬事協会の2団体があります。

日本スポーツホース等の登録を行う日本馬事協会の登録には、次の2つがあります。

① 血統登録：血統と個体識別を明らかにするための登録です。

② 繁殖登録：繁殖の用に供する種雄馬及び種雌馬の繁殖成績を明らかにするための登録です。

子馬を生産するために雌馬に種付けをしようとする場合は、予め雌馬の繁殖登録をして下さい。

子馬が生まれた場合には、血統登録を行います。登録を受けようとする場合は、登録申込書に必要書類と登録料を添えて申し込む必要があります。

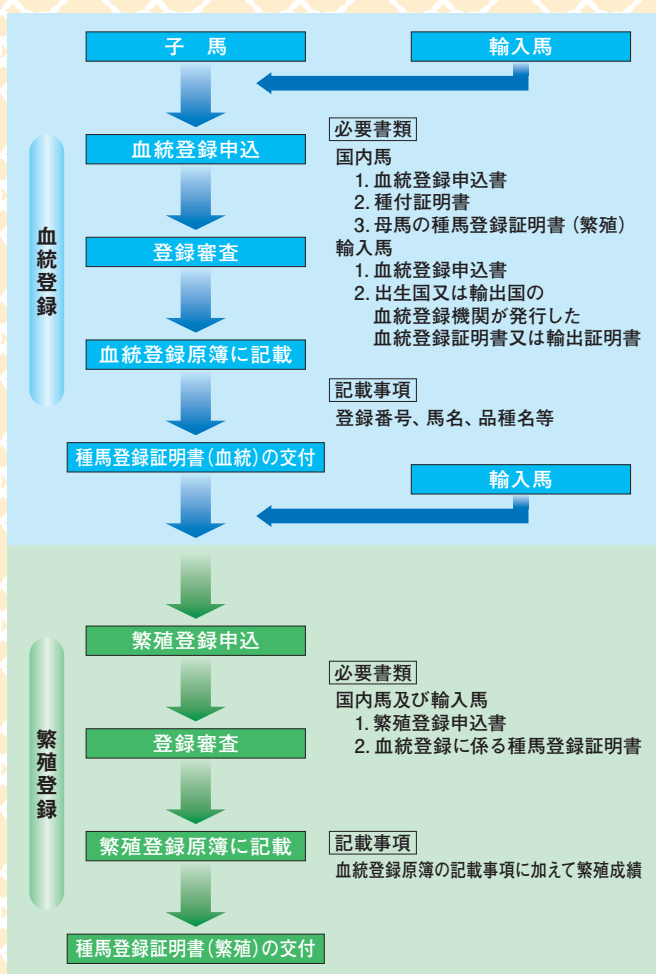
登録申込があった場合、日本馬事協会では登録審査委員を現地に派遣して毛色や特徴等を審査し、

登録原簿に必要事項を記載するとともに、所有者に登録証明書を交付します。

これらの登録の詳しい内容や手続き等については、日本馬事協会までお問い合わせ下さい。

日本馬事協会（URL：<http://www.bajikyoo.or.jp>）

日本馬事協会が行う血統登録と繁殖登録手続きの流れは、次のとおりです。



血統登録を行う場合は、その父及び母のいずれの馬もJAIRS若しくは日本馬事協会が行う繁殖登録を受けていることが必要です。

また、輸入馬から生まれた子馬を登録する場合には、輸入馬の出生国又は輸出国の血統登録機関が発行する血統を明らかにする書類をもとに繁殖登録を行い、その後子馬を血統登録することとなります。

種畜検査について

種畜検査とは？

雄馬を種付けに用いるためには、事前に、家畜改良増殖法(以下「法」という。)に基づく種畜検査に合格し、農林水産大臣又は都道府県知事から種畜証明書の交付を受ける必要があります。種畜証明書を交付されずに他人の馬に種付けを行った場合には、その飼養者は法律違反として罰せられます。

種畜検査には、次の3種類があります。

① 定期種畜検査：

独立行政法人家畜改良センター(以下「家畜改良センター」という。)が、毎年1回、定期的に実施する検査です。種畜証明書の有効区域は全国一円です。

② 家畜改良センターが実施する臨時種畜検査：

海外から輸入又は種畜検査が適用されていない島から移入した雄畜を対象に実施する検査です。種畜証明書の有効区域は全国一円です。

③ 都道府県が実施する臨時種畜検査：

疾病、幼齢、移動等のために定期種畜検査を受けられなかった雄畜について、必要に応じて実施する検査です。種畜証明書の有効区域は受検した都道府県内です。

種畜検査を受けるための申請方法等については、種畜検査の種類に応じて、家畜改良センター、都道府県の畜産担当課又は家畜保健衛生所までお問合せ下さい。また、家畜改良センターのHP(URL：<http://www.nlbc.go.jp/index.asp/>)も参考にして下さい。

種畜証明書における品種名は、法に基づき農林水産大臣の承認を得ている家畜登録機関が発行する血統に関する証明書に基づいて記載されます。

また、種雄馬を種付けに用いる場合、その飼養者は、法で定められた「種付台帳」を作成し、種付け及び家畜人工授精用精液の採取に関する実績を記載し保存しなければなりません。

なお、種付証明書及び人工授精証明書の様式については、下記のを参考にして下さい。

種付証明書

(URL：<http://www.bajikyo.or.jp/pdf/tanetsuke.pdf>)

人工授精証明書

(URL：<http://www.bajikyo.or.jp/pdf/jinkoujyusei.pdf>)



提供：独立行政法人 家畜改良センター

子馬の生産について

子馬の生産方法は？

種雌馬の交配方法には、大きく分けて「本交による交配」、「人工授精による交配」及び「まき馬による交配」の3つの方法があります。

馬は牛などと違い、種付適期を見極めることが非常に難しい動物であるため、試情等を行い、ライ

トニング(外陰部を開閉すること)や排尿等の発情兆候をしっかりと確認することが重要です。

詳細については、種付けの知識を持った経験のある種雄馬飼養者、獣医師や馬の人工授精師に相談して下さい。

本交による交配は？

本交による交配を行う場合は、種雄馬飼養者に事前の準備等について相談して下さい。

①種雄馬の陰茎の洗浄は、当日ではなく事前に実施する、②陰茎が十分に勃起してから乗駕させる、③種付終了後は、陰茎を消毒する、等に注意することが必要です。



人工授精による交配は？

人工授精による交配は、法により獣医師又は人工授精師が行うことに定められているため、人工授精を行う場合は、経験のある獣医師や馬の人工授精師に依頼して下さい。

日本馬事協会では、人工授精の普及を目的として、人工授精普及啓発の映像を作成しておりますのでご覧下さい。

(URL:<http://www.bajikyo.or.jp/technical/jinkoujyusei.html>)

人工授精用の精液は、主に次の機関が販売しております。

- 1 独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場
(URL:<http://www.nlbc.go.jp/tokachi/>)
- 2 社団法人 遠野市畜産振興公社 遠野馬の里
(URL:<http://www.umanosato.com/>)



馬を安全に生産するためには？

子馬を安全に生産するためには、雌馬の交配管理、妊娠期の管理、分娩管理、分娩直後の新生子の管理が重要です。繁殖の経験がある方に相談しながら管理しましょう。

詳細については、「JRA育成牧場管理指針(生産編)」をご覧下さい。

(URL:<http://www.jra.go.jp/training/research.html>)



問合せ先

公益社団法人 日本馬事協会
(TEL: 03-3297-5626)

関係団体連絡先一覧

独立行政法人 家畜改良センター
(TEL: 0248-25-2231)

独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場
(TEL: 0155-44-2131)

社団法人 遠野市畜産振興公社 遠野馬の里
(TEL: 0198-62-5561)